

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	農地法許可申請事務		整理番号	1309-031		
第2次 総合計画体系	政策目標	3 にぎわいのあるまち	担当部署	産業課		
	分野別施策	1 農林業の振興	所属長	山下 真広		
	主な施策	1 農業生産基盤の充実	電話番号	79-5339		
根拠法令等	農地法 農業委員会等に関する法律 ほか					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	昭和27年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	管内すべての「農地」、または「採草放牧地」。「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。	対象者	管内「農地」または「採草放牧地」の所有者
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	農地を農地以外にする事を規制するとともに、耕作者が効率的に利用する地域との調和に配慮した権利取得の促進及び利用(貸借、転用等)関係の調整、並びに農業上の利用を確保するための措置を講ずることで、耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資する。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で事務事業を行ったか</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ヶ月に1回(奇数月)に開催される農業委員会総会で諮るため、申請人から必要事項を記載した申請書と必要書類を10日まで(休日の場合はその翌日)に提出する。</li> <li>・事務局による提出書類の事前審査、現地確認を行う。</li> <li>・地区担当の農業委員による現地確認を経て、農業委員会総会に諮る。</li> <li>・農地の権利移動(3条許可)については、許可権者は農業委員会。総会の審議後速やかに許可書を交付する。農地の地目変更(4条許可)、農地の地目変更に伴う権利移動(5条許可)については、許可権者が県知事となる。第1種農地で500㎡または307アールを超える農地は徳島県農業会議の諮問会議を経て総会翌月の下旬に許可通知等が交付される。</li> <li>・農地が20年以上何も耕作されてなくて荒廃農地である、または別の用途で利用されている状況、山林化して農地への復元が不可能であるときは非農地証明の審議をする。</li> </ul>		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	農地法第3条 42件(許可 42件 取り下げ 2件) 農地法第4条 8件(許可 8件) 農地法第5条 46件(許可 42件 不許可 2件) 非農地証明 3件 利用権設定 166件(更新 130件 新規 36件)		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
事業費【(a)～(e)の合計】	0	うち繰越分 ↓ 0	0	うち繰越分 ↓ 0	0	うち繰越分 ↓ 0
財源内訳	国庫支出金(a)	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	県支出金(b)	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	地方債(c)	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	その他(d)	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	うち受益者負担	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
	一般財源(e)	うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓		うち繰越分 ↓
特定財源の名称・金額						
令和4年度 経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>	予算科目(歳出区分)	会計	款	項	目	
	農地法許可申請事務として財源なし。 特定できる支出なし。 「農業委員会の運営(農業委員会費)」を参照。					
備考						